

法律相談事例 詳細解説

講師：弁護士 武市吉生

毎月実施している電話による会員限定の法律相談の中から共通の問題をピックアップし、注意点や対応などを武市吉生先生に詳しく解説してもらいます。

事例

建物倒壊で借主が死亡した場合の 貸主・仲介業者の損害賠償義務

所有者Aの責任について

予想されるAの反論

Aは、その所有する甲建物の1階の一部屋（以下「本件部屋」といいます）を、宅建業者Bの仲介で、Cに賃貸しました（以下「本件契約」といいます）。本件契約から約1年後、甲建物が所在する地域で大震災が起き（以下「本件震災」といいます）、甲建物の1階が倒壊して1階部分が完全に押しつぶされ、本件震災発生時に本件部屋にいたCが死亡してしまいました（ただし、同じ1階でも他の部屋の方で負傷のみで済んだ方もいました）。

当時の耐震基準を満たしておらず、また、その他、施工上の不備もありました。しかし、本件震災は現在の耐震基準をも上回る揺れの地震であり、仮に甲建物が建築当時の設計震度による最低限の耐震性を有していたとしても、甲建物は本件震災により倒壊していたと思われるとわかれます。

この場合において、Cの相続人Dが、A及びBを被告として訴訟を提起した場合、AないしBはその責任を負うことになるのでしょうか。

したがって、甲建物の所有者であるAは、工作物責任（民法71条1項）に基づき、Dに対し、C死亡についての損害を賠償する必要があります（なお、この場合に所有者が負う責任は無過失責任とすれば、その倒壊の状況は、壁

甲建物は、建築当時の耐震基準をも上回る揺れの地震であり、仮に甲建物が建築当時の設計震度による最低限の耐震性を有していましたとしても、本件建物は本件震災により倒壊していたと思われるという事情があります。そのため、Cの死亡は、甲建物の設置の瑕疵に基づくものではなく、大震災といえます。

しかし、甲建物は結局は本件震災により倒壊する運命にあつたとしますが、仮に建築当時の基準により、通常有すべき安全性を備えていた

なあ、甲建物は、甲建物建築

工作物責任

甲建物は、建築当時の耐震基準をも上回る揺れの地震であり、仮に甲建物が建築当時の設計震度による最低限の耐震性を有していましたとしても、本件建物は本件震災により倒壊していたと思われるという事情があります。そのため、Cの死亡は、甲建物の設置の瑕疵に基づくものではなく、大震災といえます。

したがって、甲建物の所有者であるAは、工作物責任（民法71条1項）に基づき、Dに対し、C死亡についての損害を賠償する必要があります（なお、この場合に所有者が負う責任は無過失責任とすれば、その倒壊の状況は、壁

です）。

しかし、甲建物は結局は本件震災により倒壊する運命にあつたとしても、仮に建築当時の基準により、通常有すべき安全性を備えていた